

## 4 活動指標

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方に基づき、成果目標を達成するために必要な見込量を設定します。

### (1)障害福祉サービスの実績と見込量

#### ●各サービスの主な対象者について

<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">身</span> 身体 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">知</span> 知的 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">精</span> 精神 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">難</span> 難病 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">区分</span> 障害支援区分の認定が必要 ※実施内容及び対象者については全てを網羅するものではありません
--

#### ●各サービスの実績について

各サービスの実績のうち、令和2年度(2020年度)は、障害者の「主たる障害種別」の判断基準が計画値と実績値で異なるため、障害種別ごとの対計画比の値は参考までに記載しています。

#### ①訪問系サービス

サービス名	実施内容	主な対象者
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事の援助、通院等の介助を行います。	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">身</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">知</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">区分</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">精</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">難</span>
重度訪問介護	自宅で、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事の援助、外出時における移動介護などを総合的に行います。	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">身</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">知</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">区分</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">精</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">難</span>
行動援護	行動障害のあるかたに、行動の際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">知</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">区分</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">精</span>
同行援護	視覚障害のあるかたに、外出時に視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">身</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">区分</span>
重度障害者等包括支援	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等をふまえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等）を包括的に提供します。	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">身</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">知</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">区分</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">精</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">難</span>

【表●:第6期の計画と実績値 訪問系サービス】

種別	サービス種別	単位	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
身体	居宅介護	人/月	92	113	(123%)	118	116	98%	124	112	90%
		時間/月	2,698	4,110	(152%)	3,998	4,072	102%	4,201	3,528	84%
	重度訪問介護	人/月	14	11	(79%)	13	11	85%	14	14	100%
		時間/月	5,056	4,743	(94%)	5,124	4,885	95%	5,518	5,267	95%
	同行援護	人/月	29	28	(97%)	35	27	77%	38	26	68%
		時間/月	831	685	(82%)	954	682	71%	1,036	648	63%
	重度障害者等 包括支援	人/月	1	0	0%	1	0	0%	1	0	0%
		時間/月	75	0	0%	75	0	0%	75	0	0%
知的	居宅介護	人/月	82	65	(79%)	68	71	104%	72	78	108%
		時間/月	1,462	936	(64%)	1,012	877	87%	1,071	890	83%
	重度訪問介護	人/月	4	3	(75%)	4	3	75%	5	4	80%
		時間/月	2,087	2,521	(121%)	3,135	2,550	81%	3,918	2,495	64%
	行動援護	人/月	2	3	(150%)	5	2	40%	5	3	60%
		時間/月	34	93	(274%)	85	84	99%	85	107	126%
精神	居宅介護	人/月	51	62	(122%)	63	67	106%	67	67	100%
		時間/月	339	771	(227%)	706	775	110%	750	654	87%
	重度訪問介護	人/月	1	0	(0%)	1	0	0%	1	0	0%
		時間/月	340	0	(0%)	340	0	0%	340	0	0%
	行動援護	人/月	1	0	(0%)	1	0	0%	1	0	0%
		時間/月	17	0	(0%)	17	0	0%	17	0	0%
障害児	居宅介護	人/月	22	12	55%	14	9	64%	12	11	92%
		時間/月	851	310	36%	420	245	58%	360	216	60%
	行動援護	人/月	1	0	0%	1	0	0%	1	0	0%
		時間/月	17	0	0%	17	0	0%	17	0	0%
	同行援護	人/月	1	0	0%	1	0	0%	1	0	0%
		時間/月	29	0	0%	29	0	0%	29	0	0%
居宅介護	人/月	247	252	102%	263	263	100%	275	268	97%	
	時間/月	5,350	6,127	115%	6,136	5,969	97%	6,382	5,288	83%	

種別	サービス種別	単位	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
合計	重度訪問介護	人/月	19	14	74%	18	14	78%	20	18	90%
		時間/月	7,483	7,264	97%	8,599	7,435	86%	9,776	7762	79%
	行動援護	人/月	4	3	75%	7	2	29%	7	3	43%
		時間/月	68	93	137%	119	84	71%	119	107	90%
	同行援護	人/月	30	28	93%	36	27	75%	39	26	67%
		時間/月	860	685	80%	983	682	69%	1,065	648	61%
	重度障害者等 包括支援	人/月	1	0	0%	1	0	0%	1	0	0%
		時間/月	75	0	0%	75	0	0%	75	0	0%
	合計	人/月	301	297	99%	325	306	94%	342	315	92%
		時間/月	13,836	14,169	102%	15,912	14,170	89%	17,417	13,805	79%

【表●：第7期計画のサービス見込量 訪問系サービス】

種別	サービス名	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
		利用者数 (人/月)	利用時間 数 (時間/ 月)	利用者数 (人/月)	利用時間 数 (時間/ 月)	利用者数 (人/月)	利用時間 数 (時間/ 月)
身体	居宅介護	113	3,469	114	3,500	116	3,561
	重度訪問介護	15	6,149	16	6,559	17	6,969
	同行援護	33	795	36	868	39	940
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
知的	居宅介護	95	1,086	105	1,200	116	1,326
	重度訪問介護	4	2,555	5	3,194	6	3,833
	行動援護	5	245	5	245	5	245
精神	居宅介護	71	728	76	780	81	831
	重度訪問介護	1	340	1	340	1	340
	行動援護	1	42	1	42	1	42
障害児	居宅介護	18	305	19	322	20	339
	行動援護	1	42	1	42	1	42
	同行援護	1	24	1	24	1	24
合計	居宅介護	297	5,588	314	5,802	333	6,057
	重度訪問介護	20	9,044	22	10,093	24	11,142
	行動援護	7	329	7	329	7	329
	同行援護	34	819	37	892	40	964
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
	合計	358	15,780	380	17,116	404	18,492

<サービス見込量の算出方法 訪問系サービス>

月あたりの延べ利用時間数 = [実利用者数の見込み] × [1人あたりの利用時間数]

○利用者数と1人あたりの利用時間数の見込みは、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績等をもとに、利用者数の伸びを算出した上で、現在のサービス利用者のニーズ、入所施設や精神科病院からの地

域移行者、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。

- 重度障害者等包括支援については、利用実績及び具体的ニーズがないため、サービス量を見込んでいません。

### 【サービス見込量確保のための方策 訪問系サービス】

- ・ 在宅生活を営む上での基礎となるサービスであることから、障害者一人ひとりの障害特性やニーズ、同性介護への配慮等に対応できるサービス供給基盤の整備・充実に努めます。特に、重度訪問介護及び行動援護については、市内でのサービス提供可能事業者が少ないことから、サービス提供基盤の整備が必要です。
- ・ 重度訪問介護については、常時介護を必要とする重度障害者が、自らが選択する地域で生活できるよう、地域のニーズについて把握を進めるとともに、新たなサービス提供基盤の整備に努めます。
- ・ 障害特性に応じた専門知識・支援技術を持つ従事者の養成や確保を行うため、重度訪問介護従業者養成研修、同行援護従業者養成研修の受講支援に取り組むほか、医療的ケアに対応できる従事者の確保に努めていきます。加えて、サービス見込量を確保し、安定的なサービス提供を行うために必要となる介護人材の確保策について検討を進めます
- ・ 重度障害者等包括支援については、市内及び近隣市に事業所がなく、具体的な利用ニーズがないためサービス量を見込んでいませんが、利用希望があった場合には適切に対応します。
- ・

### ②短期入所サービス

サービス名	実施内容	主な対象者		
短期入所	障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の支援を行います。	身	知	区
		精	難	

【表●:第6期の計画と実績値 短期入所サービス】

種別	サービス名	単位	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
身体	短期入所	人/月	1	22	(2,200%)	33	25	76%	35	27	77%
		人日/月	6	201	(3,350%)	259	207	80%	278	201	72%
知的		人/月	124	55	(44%)	72	52	72%	76	57	75%
		人日/月	672	396	(59%)	446	391	88%	477	387	81%
精神		人/月	9	3	(33%)	5	2	40%	6	3	50%
		人日/月	115	21	(18%)	50	5	10%	54	12	22%
障害児		人/月	18	13	72%	16	14	88%	17	14	82%
		人日/月	69	76	110%	86	84	98%	92	92	100%
合計	人/月	152	93	61%	126	93	74%	134	101	75%	
	人日/月	862	694	81%	841	687	82%	901	692	77%	

【表●:第7期計画サービス見込量 短期入所サービス】

種別	サービス名	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
		利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
身体	短期入所	29	173	30	179	31	185
知的		70	486	77	534	85	590
精神		3	16	3	16	3	16
障害児		21	125	25	149	26	154
合計		123	800	135	878	145	945

※利用者数の見込量には、次の重度障害者を含みます。

- ・強度行動障害を有する障害者 見込量のうち約22%
- ・医療的ケアを必要とする障害者 見込量のうち約8%

### <サービス見込量の算出方法 短期入所サービス>

**月あたりの延べ利用人数 = [実利用者数の見込み] × [1人あたりの利用日数]**

- 利用者数と1人あたりの利用日数の見込みは、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績等をもとに、利用者数の伸びを算出した上で、現在のサービス利用者のニーズ、入所施設や精神科病院からの地域移行者、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。
- 強度行動障害を有する障害者の割合は、令和5年(2023年)10月1日現在の短期入所支給決定者のうち行動障害関連項目10点以上の障害者の割合としています。
- 医療的ケアを必要とする障害者の割合は、令和5年(2023年)10月1日現在の短期入所支給決定者のうち認定調査項目上で医療的ケアが必要なかたおよび医療型短期入所決定を受けている障害児の割合としています。

### 【サービス見込量確保のための方策 短期入所サービス】

- ・ ショートステイについては、依然ニーズが高い状況にあり、家族の負担軽減を図る観点から、身近な地域で利用できるよう、引き続き提供基盤の整備に努めます。
- ・ 介護者のレスパイトに限らず、一人暮らしやグループホーム等で生活するための練習としての利用など、多様な短期入所のニーズへの対応が可能となるよう、短期入所施設に対し、さらなる充実を働きかけます。
- ・ 緊急時等に対応できるよう、市立あかつき園の再整備等に併せて、地域生活支援拠点等における短期入所のあり方について検討します。
- ・ 特に、医療的ケアが必要な重度障害者等へのサービス提供基盤の不足は大きな課題となっており、病院における医療型短期入所の実施促進など広域的な対応も含めて、不足する提供基盤の充実に向けて、引き続き関係施設等への働きかけを行います。

## ③日中活動サービス 重点(4)

サービス名	実施内容	主な対象者
生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことが出来るよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援や、生産活動等の機会を提供します。	身 知 区分 精 難
自立訓練 (機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練)	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。	身 知 精 難
就労移行支援	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。	身 知 精 難
就労継続支援A型	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。	身 知 精 難
就労継続支援B型	通所により、就労や生産活動の機会を提供する(雇用契約は結ばない)とともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。	身 知 精 難
就労選択支援(※)	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援等を行います。 ※令和7年(2025年)10月1日施行予定です。	身 知 精 難
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労したかたに就労先の企業や自宅への訪問等により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。	身 知 精 難
療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。	身 知 区分 難



## ●就労定着支援・療養介護以外

【表●:第6期の計画と実績値 日中活動サービス(就労定着支援・療養介護以外)】

種別	サービス種別	単位	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
身体	生活介護	人/月	49	130	(265%)	132	134	102%	135	134	99%
		人日/月	834	2,346	(281%)	2,400	2,435	101%	2,454	2,394	98%
	自立訓練	人/月	1	3	(300%)	3	3	100%	3	3	100%
		人日/月	11	46	(418%)	38	44	116%	38	40	105%
	就労移行 支援	人/月	5	10	(200%)	9	11	122%	10	7	70%
		人日/月	99	142	(143%)	131	186	142%	146	108	74%
	就労継続 支援A型	人/月	4	7	(175%)	8	6	75%	9	7	78%
		人日/月	82	134	(163%)	159	119	75%	179	132	74%
就労継続 支援B型	人/月	24	30	(125%)	26	32	123%	27	34	126%	
	人日/月	330	414	(125%)	375	452	121%	389	475	122%	
知的	生活介護	人/月	234	169	(72%)	175	171	98%	182	168	92%
		人日/月	4,609	3,171	(69%)	3,418	3,221	94%	3,554	3,189	90%
	自立訓練	人/月	10	9	(90%)	10	7	70%	11	7	64%
		人日/月	190	170	(89%)	187	140	75%	205	135	66%
	就労移行 支援	人/月	20	19	(95%)	15	21	140%	17	13	76%
		人日/月	342	309	(90%)	253	344	136%	287	237	83%
	就労継続 支援A型	人/月	14	11	(79%)	13	13	100%	14	16	114%
		人日/月	313	219	(70%)	259	264	102%	279	305	109%
就労継続 支援B型	人/月	138	81	(59%)	79	89	113%	81	100	123%	
	人日/月	2,575	1,458	(57%)	1,494	1,611	108%	1,532	1,831	120%	
精神	生活介護	人/月	17	31	(182%)	32	31	97%	34	30	88%
		人日/月	208	354	(170%)	367	360	98%	390	379	97%
	自立訓練	人/月	2	7	(350%)	8	4	50%	9	3	33%
		人日/月	46	131	(285%)	142	58	41%	160	26	16%
	就労移行 支援	人/月	23	32	(139%)	32	29	91%	35	31	89%
		人日/月	346	495	(143%)	509	466	92%	557	506	91%
就労継続	人/月	25	26	(104%)	29	26	90%	31	28	90%	

	支援 A 型	人日/月	491	481	(98%)	554	505	91%	592	508	86%
	就労継続	人/月	62	49	(79%)	49	57	116%	50	70	140%
	支援 B 型	人日/月	771	639	(83%)	644	801	124%	657	989	151%
合計	生活介護	人/月	300	330	110%	339	336	99%	351	332	95%
		人日/月	5,651	5,871	104%	6,185	6,016	97%	6,398	5,962	93%
	自立訓練	人/月	13	19	146%	21	14	67%	23	13	57%
		人日/月	247	347	140%	367	242	66%	403	201	50%
	就労移行 支援	人/月	48	61	127%	56	61	109%	62	51	82%
		人日/月	787	946	120%	893	996	112%	990	851	86%
	就労継続 支援 A 型	人/月	43	44	102%	50	45	90%	54	51	94%
		人日/月	886	834	94%	972	888	91%	1,050	945	90%
	就労継続 支援 B 型	人/月	224	160	71%	154	178	116%	158	204	129%
		人日/月	3,676	2,511	68%	2,513	2,864	114%	2,578	3,295	128%

【表●:第7期計画の見込量 日中活動サービス(就労定着支援・療養介護以外)】

種別	サービス名	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
		利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
身体	生活介護	134	2,415	137	2,469	146	2,631
	自立訓練	3	40	3	40	3	40
	就労移行支援	6	93	7	108	8	123
	就労継続支援 A 型	11	210	12	229	13	248
	就労継続支援 B 型	41	574	44	616	47	658
	就労選択支援(新設)	0		5		5	
知的	生活介護	174	3,422	184	3,619	201	3,953
	自立訓練	8	154	9	173	10	192
	就労移行支援	14	249	15	267	16	285
	就労継続支援 A 型	20	385	22	423	24	462
	就労継続支援 B 型	114	2,148	122	2,298	132	2,487
	就労選択支援(新設)	0		11		13	

精神	生活介護	32	434	33	447	34	461
	自立訓練	6	63	7	74	8	84
	就労移行支援	40	636	44	699	48	763
	就労継続支援 A 型	30	562	32	599	34	636
	就労継続支援 B 型	78	1,140	82	1,198	88	1,286
	就労選択支援(新設)	0	\	10	\	12	\
合計	生活介護	340	6,271	354	6,535	381	7,045
	自立訓練	17	257	19	287	21	316
	就労移行支援	60	978	66	1,074	72	1,171
	就労継続支援 A 型	61	1,157	66	1,251	71	1,346
	就労継続支援 B 型	233	3,862	248	4,112	267	4,431
	就労選択支援(新設)	0	\	26	\	30	\

※生活介護の利用者数の見込量には、次の重度障害者を含みます。

- ・強度行動障害を有する障害者 見込量のうち約 36%
- ・医療的ケアを必要とする障害者 見込量のうち約 8%

<サービス見込量の算出方法 日中活動サービス(就労定着支援・療養介護以外)>

月あたりの延べ利用人数 = [実利用者数の見込み] × [1人あたりの利用日数]

- 利用者数と1人あたりの利用日数の見込みは、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績等をもとに、利用者数の伸びを算出した上で、現在のサービス利用者のニーズ、入所施設や精神科病院からの地域移行者、支援学校からの新規卒業者、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。
- 生活介護のうち、強度行動障害を有する障害者の割合は、令和5年(2023年)10月1日現在の生活介護支給決定者のうち行動障害関連項目10点以上の障害者の割合としています。
- 生活介護のうち、医療的ケアを必要とする障害者の割合は、令和5年(2023年)10月1日現在の生活介護支給決定者のうち認定調査項目上で医療的ケアが必要な障害者の割合としています。

○就労選択支援については、令和7年(2025年)10月施行予定のため、令和7年度から利用者数を見込んでいます。利用者数の見込みは、令和6年度及び令和7年度の就労移行支援、就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型の新規利用者数の見込を加味しています。

### ●就労定着支援

【表●:第6期の計画と実績値 日中活動サービス(就労定着支援)】

種別	サービス名	単位	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
身体	就労定着支援	人/月	4	1	(25%)	1	1	100%	1	2	200%
知的		人/月	18	3	(17%)	4	6	150%	5	9	180%
精神		人/月	21	8	(38%)	12	8	67%	13	13	100%
合計		人/月	43	12	28%	17	15	88%	19	24	126%

【表●:第7期計画のサービス見込量 日中活動サービス(就労定着支援) 月あたり必要見込量】

種別	サービス名	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
身体	就労定着支援	4人	4人	5人
知的		12人	13人	14人
精神		12人	13人	14人
合計		28人	30人	33人

<サービス見込量の算出方法 日中活動サービス(就労定着支援)>

月あたりの実利用者数=[利用者数の見込み]

○利用者数の見込みは、福祉施設から一般就労へ移行する人を対象とし、算出しています。

## ●療養介護

【表●:第6期の計画と実績値 日中活動サービス(療養介護)】

サービス種別	単位	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
療養介護	人/月	7	9	129%	9	10	111%	9	10	111%

【表●:第7期計画のサービス見込量 日中活動サービス(療養介護) 月あたり必要見込量】

サービス名単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
療養介護	7人	8人	9人

<サービス見込量の算出方法 日中活動サービス(療養介護)>

月あたりの実利用者数 = [利用者数の見込み]

○利用者数の見込みは、令和5年度(2023年度)の利用者数の見込み(6人)をもとに、現在のサービス利用者のニーズ、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。

【サービス見込量確保のための方策 日中活動系サービス】

- ・ 障害者の多様な日中活動の場を確保する観点から、ニーズに対応しバランスの取れたサービス基盤の整備・充実に努めます。
- ・ 特に、重度重複障害者が通所できる事業所は、限定されている現状です。市立施設が果たすべき役割と機能について、長期的視点で検討するとともに、重度重複障害者の就労・日中活動の場の確保と充実について、引き続き民間の事業所の活用も視野に入れた検討を進めます。
- ・ 生活介護については、本計画期間中に新たに中部地域での新施設の整備及び市立あかつき園の再整備を進めます。
- ・ 医療的ケアが必要な重度障害者の日中活動の場の整備促進に効果的な方策を検討する他、発達障害・高次脳機能障害・難病など、従来の支援ノウハウ等に加えて、障害特性に対応した支援体制の拡充に努めます。
- ・ 就労移行支援事業、就労継続支援等については、箕面市自立支援協議会

就労系通所事業所情報交換会において、就労に関する地域課題の共有と連携を進め、ニーズをふまえた基盤の整備・充実を促します。

#### ④居住系サービス 重点(1)

サービス名	実施内容	主な対象者
共同生活 援助 (グループ ホーム)	共同生活住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の支援を行います。 また、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等の支援を行います。	身 知 区分 精 難
施設入所 支援	夜間における入浴・排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。	身 知 区分 精 難
自立生活 援助	単身で生活するかたの居宅を定期的に訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。	身 知 精 難

【表●：第6期の計画と実績値 居住系サービス】

種別	サービス種別	単位	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
身体	共同生活援助	人/月	1	23	(2,300%)	23	24	104%	24	25	104%
	施設入所支援		12	26	(217%)	26	25	96%	26	25	96%
	自立生活援助		1	0	(0%)	1	0	0%	1	0	0%
知的	共同生活援助	人/月	110	94	(85%)	95	107	113%	100	112	112%
	施設入所支援		47	35	(74%)	36	33	92%	36	30	83%
	自立生活援助		1	0	(0%)	1	0	0%	1	0	0%
精神	共同生活援助	人/月	24	28	(117%)	27	35	130%	28	40	143%
	施設入所支援		0	1	(皆増)	0	1	皆増	0	0	-
	自立生活援助		1	0	(0%)	1	0	0%	1	0	0%
合計	共同生活援助	人/月	135	145	107%	145	166	114%	152	177	116%
	施設入所支援		59	62	105%	62	59	95%	62	55	89%
	自立生活援助		3	0	0%	3	0	0%	3	0	0%

【表●：第7期計画のサービス見込量 居住系サービス 月あたり必要見込量】

種別	サービス名	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
身体	共同生活援助	25 人	26 人	27 人
	施設入所支援	25 人	25 人	24 人
	自立生活援助	1 人	1 人	1 人
知的	共同生活援助	127 人	134 人	142 人
	施設入所支援	30 人	29 人	28 人
	自立生活援助	2 人	2 人	2 人
精神	共同生活援助	43 人	46 人	49 人
	施設入所支援	0 人	0 人	0 人
	自立生活援助	1 人	1 人	1 人
合計	共同生活援助	195 人	206 人	218 人
	施設入所支援	55 人	54 人	52 人
	自立生活援助	4 人	4 人	4 人

※共同生活援助の利用者数の見込量には、次の重度障害者を含みます。

- ・強度行動障害を有する障害者 見込量のうち約 26%
- ・医療的ケアを必要とする障害者 見込量のうち約 0.5%

<サービス見込量の算出方法 居住系サービス>

月あたりの延べ利用者数 = [利用者数の見込み]

- 共同生活援助については、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の平均利用者数等をもとに、利用者数の伸びを算出した上で、現在のサービス利用者のニーズ、入所施設や精神科病院からの地域移行者、支援学校からの新規卒業生、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。
- 共同生活援助のうち、強度行動障害を有する障害者の割合は、令和5年(2023年)10月1日現在の共同生活援助支給決定者のうち行動障害関連項目10点以上の障害者の割合としています。
- 共同生活援助のうち、医療的ケアを必要とする障害者の割合は、令和5年

(2023年)10月1日現在の共同生活援助支給決定者のうち認定調査項目上で医療的ケアが必要な障害者の割合としています。

- 施設入所支援については、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所数をもとに、地域移行者数を除いた上で、グループホームや在宅での対応が困難で真に入所施設利用が必要と判断される数を想定しています。
- 自立生活援助については、今後の事業所の整備見込みや利用のニーズを踏まえ、算出しています。

### 【サービス見込量確保のための方策 居住系サービス】

- ・ グループホームの見込量は、現状と今後3年間のニーズを踏まえ算出していますが、地域移行や自立生活を希望する利用者のニーズ、また「親亡き後」など将来的に大きく膨らむと予想されるニーズに対応するため、高齢化・重度化した障害者が安心して暮らせる場として日中サービス支援型などグループホームの整備・充実に努めます。
- ・ 整備・充実にあたっては、グループホームの利用希望者と社会資源のマッチングを行えるよう、関係機関との連携を図り、ニーズの把握に努めます。
- ・ グループホームについては、市内事業所数や利用者数は増加しているものの、特に強度行動障害や重度重複障害者が入居できる事業所は依然として不足している状況です。スプリンクラーの設置義務などを理由に、重度障害者向けのグループホームの整備が進まない状況があることから、国庫補助等を活用した整備促進を進めるとともに、市の障害者グループホーム補助金による整備の支援のあり方を検討します。
- ・ 利用者の状態に応じた活用、施設入所者や精神病床の入院患者等が地域での生活を始める際の活用、また、障害の重度化・高齢化にも対応し、親亡き後も地域でいつまでも安心して暮らせる住まいとしての活用に向けて、利用者の特性や状態に応じた多様な形態のサービス基盤の充実策を、引き続き検討・実施します。
- ・ 令和6年4月からグループホームの支援内容に、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることをふまえ、グループホームによる支援の推進を働きかけます。



## ⑤相談支援サービス

サービス名	実施内容	主な対象者
計画相談支援	対象者の心身の状況・環境等を勘案し、利用する障害福祉サービスの内容等についてサービス等利用計画を作成します。 また、計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、計画の見直しを行います。	身 知 精 難
地域移行支援	施設入所者や精神科病院に入院している人等が地域生活に移行するために、住居の確保や相談、その他必要な支援を行います。	身 知 精 難
地域定着支援	居宅において単身等で生活するかたと常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の必要な支援を行います。	身 知 精 難

【表●: 第6期の計画と実績値 相談支援サービス】

種別	サービス種別	単位	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
身体	計画相談支援	人/月	43	71	(165%)	77	71	92%	82	67	82%
	地域移行支援		1	0	(0%)	1	0	0%	1	0	0%
	地域定着支援		0	0	-	1	0	0%	1	0	0%
知的	計画相談支援	人/月	167	120	(72%)	136	124	91%	144	114	79%
	地域移行支援		1	0	(0%)	1	0	0%	1	0	0%
	地域定着支援		1	3	(300%)	1	4	400%	1	4	400%
精神	計画相談支援	人/月	86	75	(87%)	76	71	93%	80	66	83%
	地域移行支援		2	1	(50%)	3	1	33%	3	1	33%
	地域定着支援		2	0	(0%)	3	1	33%	3	1	33%
障害児	計画相談支援	人/月	4	1	25%	1	1	100%	1	0	0%
合計	計画相談支援	人/月	300	267	89%	290	267	92%	307	247	80%
	地域移行支援	人/月	4	1	25%	5	1	20%	5	1	20%
	地域定着支援	人/月	3	3	100%	5	5	100%	5	5	100%

【表●：第7期計画のサービス見込量 相談支援サービス 月あたり必要見込量】

種別	サービス名	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
身体	計画相談支援	83人	84人	85人
	地域移行支援	1人	1人	1人
	地域定着支援	1人	1人	1人
知的	計画相談支援	141人	143人	145人
	地域移行支援	1人	1人	1人
	地域定着支援	1人	1人	1人
精神	計画相談支援	82人	83人	84人
	地域移行支援	2人	2人	2人
	地域定着支援	2人	2人	2人
障害児	計画相談支援	1人	1人	1人
合計	計画相談支援	307人	311人	315人
	地域移行支援	4人	4人	4人
	地域定着支援	4人	4人	4人

※障害児通所支援を利用しているかたは、計画相談支援の対象ではなく障害児相談支援(P●)の対象となります。

#### <サービス見込量の算出方法 相談支援サービス>

##### 月あたりの延べ利用者数=[利用者数の見込み]

- 計画相談支援については、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の支給決定者数及び利用実績等をもとに伸びを算出した上で、現在の相談支援利用のニーズを加味して算出しています。
- 地域移行支援と地域定着支援については、入所施設(知的・身体)や精神科病院からの地域移行者の数を加味しています。
- 地域移行支援については、地域移行者数にサービス標準利用期間(6ヶ月)をかけて年間のサービス量を算出した上で、ひと月あたりの利用者数を算出しています。

##### 【サービス見込量確保のための方策 相談支援サービス】

- ・ サービス等利用計画を作成する市内の特定相談支援事業所は、令和5年(2023年)11月時点で12か所であり、令和5年3月末時点で、本市の障害福

社サービス支給決定者のうち、7割程度のかたが計画相談支援（障害福祉サービスの他に障害児通所支援も利用する障害児については障害児相談支援）を利用し、残りのかたはセルフプラン（介護保険利用者のケアマネジャーによるケアプランを含む）を活用されています。

- ・ 見込量は実績から算出していますが、国の基本指針にあるように、サービス支給決定時に先立ち、必要なかたについては相談支援専門員による「サービス等利用計画」が必ず作成されるよう、相談支援の提供体制の構築を図る必要があります。
- ・ このため、特定相談支援事業所及び地域移行支援・地域定着支援を行う一般相談支援事業所について更なる確保に努めるとともに、相談支援専門員による相談支援の利用ニーズの把握に努め、担い手となる人材（相談支援専門員等）及びその指導的な役割を担う人材（主任相談支援専門員）の確保や増員に向けた取組について検討します。
- ・ また、「サービス等利用計画」においては、障害者と家族が、各種サービスを有効に、また事業者との対等な関係に基づいて利用できるよう、当事者の自己選択・自己決定に基づくケアマネジメントが重要です。障害特性や個別の事情などに応じた支援を行うことができるよう、自立支援協議会の相談支援部会を通じてネットワークの構築、相談支援専門員等の質的な向上を図ります。

## (2) 障害児福祉サービスの実績と見込量

### ① 通所系サービス（障害児通所支援）

サービス名	実施内容	主な対象者				
児童発達支援	児童発達支援事業所等において、就学前児童を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	<table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">身</td> <td style="padding: 5px;">知</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">精</td> <td style="padding: 5px;">難</td> </tr> </table>	身	知	精	難
身	知					
精	難					
医療型児童発達支援	医療型児童発達支援センター等において、就学前児童を対象に児童発達支援及び治療を行います。	<table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">身</td> </tr> </table>	身			
身						
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス事業所等において、授業の終了後、又は休業日に、就学児童を対象として生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。	<table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">身</td> <td style="padding: 5px;">知</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">精</td> <td style="padding: 5px;">難</td> </tr> </table>	身	知	精	難
身	知					
精	難					

【表●:第6期の計画と実績値 通所系サービス(障害児通所支援)】

サービス種別	単位	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
児童発達支援	人/月	196	213	109%	228	242	106%	246	284	115%
	人日/月	1,823	1,831	100%	2,052	2,178	106%	2,214	2708	122%
医療型 児童発達支援	人/月	8	3	38%	3	2	67%	4	1	25%
	人日/月	64	25	39%	21	22	105%	28	3	11%
放課後等 デイサービス	人/月	413	440	107%	479	496	104%	527	541	103%
	人日/月	7,558	5,130	68%	5,748	5,720	100%	6,324	6247	99%

【表●:第7期計画のサービス見込量 通所系サービス(障害児通所支援)】

サービス名	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	利用者数 (人/月)	利用日数 (日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (日/月)
児童発達支援	274	2,702	286	2,908	298	3,124
医療型児童発達支援	2	6	2	6	2	6
放課後等デイサービス	643	7,233	702	7,831	738	8,165

<サービス見込量の算出方法 通所系サービス(障害児通所支援)>

月あたりの延べ利用日数=[実利用者数の見込み]×[1人あたりの利用日数]

- 利用者数と1人あたりの利用日数の見込みは、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績等をもとに、利用者数の伸びを算出した上で、現在のサービス利用者のニーズや新たに利用が見込まれる児童の数などを加味して算出しています。

【サービス見込量確保のための方策 通所系サービス(障害児通所支援)】

- ・就学前に利用する児童発達支援については、箕面市早期療育推進会議の関係機関(府池田保健所、市母子保健事業等)との連携を密に行い、発達支援が必要な子どもや障害のある子どもとその保護者の状況やニーズに応じ、箕面市児童発達支援事業所あいあい園(親子通園)や、市内外の多様な民間の児童発達支援事業所について情報提供し、選択いただけるよう支

援しています。

- ・ 箕面市児童発達支援事業所あいあい園が令和7年4月に箕面市立児童発達支援センターとして開設することから、新規事業者の参入や確保にあたっては、より質の高い専門的な発達支援や利用者である子どもの安全安心を確保する取り組みを徹底できるよう、事前周知に努めていきます。
- ・ 就学後に利用する放課後等デイサービスの新規事業者の参入や確保についても、同様の取り組みを行います。

## ②訪問系サービス(障害児通所支援)

サービス名	実施内容	主な対象者				
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他の必要な支援を行います。	<table border="1"> <tr> <td>身</td> <td>知</td> </tr> <tr> <td>精</td> <td>難</td> </tr> </table>	身	知	精	難
身	知					
精	難					
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等で、児童発達支援を受けるために外出することが著しく困難な就学前の障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを行います。	<table border="1"> <tr> <td>身</td> <td>知</td> </tr> <tr> <td>精</td> <td>難</td> </tr> </table>	身	知	精	難
身	知					
精	難					

【表●：第6期の計画と実績値 訪問系サービス(障害児通所支援)】

サービス種別	単位	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
保育所等訪問支援	人/月	6	4	67%	7	4	57%	8	14	175%
	回/月	6	4	67%	7	6	86%	8	22	275%
居宅訪問型児童発達支援	人/月	4	0	0%	2	1	50%	3	2	67%
	回/月	4	0	0%	4	3	75%	6	6	100%

【表●:第7期計画のサービス見込量 訪問系サービス(障害児通所支援)】

サービス名	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	利用者数 (人/月)	利用回数 (回/月)	利用者数 (人/月)	利用回数 (回/月)	利用者数 (人/月)	利用回数 (回/月)
保育所等訪問支援	24	26	24	26	24	26
居宅訪問型児童 発達支援	3	17	3	17	3	17

#### <サービス見込量の算出方法 訪問系サービス(障害児通所支援)>

- 保育所等訪問支援については、市内で保育所等訪問支援を実施する事業所が5か所に増えたことと、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績を踏まえ、見込みました。
- 居宅訪問型児童発達支援については、令和3年度(2021年度)から令和5年(2023年度)の利用実績より、一定のニーズがあることを踏まえ、訪問回数を見込みました。

#### 【サービス見込量確保のための方策】 訪問系サービス(障害児通所支援)

- ・発達支援が必要な子どもや障害のある子どもの更なる地域社会への参加やインクルージョンを推進するため、保育所や認定こども園、学童保育、幼稚園、小学校、中学校等への子どもやその家族への支援に関する専門的支援や助言が求められていることから、令和7年4月に開設予定の箕面市立児童発達支援センターにおいて保育所等訪問を実施するとともに、専門的支援や助言を行うことができる事業者の確保に努めます。
- ・居宅訪問型児童発達支援のサービスの提供は充足しています。今後ニーズが増加した場合には、サービスを提供できるよう、新規事業者の確保に努めます。

## ③相談支援サービス(障害児相談支援)

サービス名	実施内容	主な対象者				
障害児相談支援	障害児通所支援を利用しているかたを対象に、対象者の心身の状況・環境等を勘案し、利用するサービスの内容等についてサービス等利用計画を作成します。 また、計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、計画の見直しを行います。	<table border="1"> <tr> <td>身</td> <td>知</td> </tr> <tr> <td>精</td> <td>難</td> </tr> </table>	身	知	精	難
身	知					
精	難					

【表●:第6期の計画と実績値 相談支援サービス(障害児相談支援)】

サービス種別	単位	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
障害児相談支援	人/月	79	58	73%	62	62	100%	69	61	88%

【表●:第7期計画のサービス見込量 相談支援サービス(障害児相談支援)】

サービス名	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害児相談支援	人/月	67	68	70

※障害児相談支援は、障害児通所支援を利用しているかたを対象としています。

<サービス見込量の算出方法 相談支援サービス(障害児相談支援)>

月あたりの延べ利用者数=[利用者数の見込み]

○利用者数の見込みは、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績等をもとに伸びを算出した上で、現在のサービス利用者のニーズを加味して算出しています。

【サービス見込量確保のための方策 相談支援サービス(障害児相談支援)】

- ・令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の間は、市内に障害児相談支援を実施する相談支援事業所は10か所あり、障害児通所支援利用者のうち、2割程度のかたが障害児相談支援を利用し、残りのかたはセルフプランを活用されています。

- ・見込量は実績から算出していますが、障害児相談支援は、サービスを利用する障害のある子どもやその保護者への継続的相談支援や、関係機関をつなぐ役割を担っていることから、国の基本指針にあるよう、障害児相談支援について、質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図る必要があります。
- ・このため、障害児相談支援を提供する特定相談支援事業所の更なる確保に努めるとともに、障害者と同様、相談支援専門員による相談支援の利用ニーズの把握に努め、相談支援専門員の確保等に向けた取組について検討します。
- ・また、令和7年4月に設置予定の箕面市立児童発達支援センターにおいて、障害児相談支援を実施し、民間の特定相談支援事業者と連携を図りながら、地域の支援体制の構築を図ります。

#### ④医療的ケア児等コーディネーター **【新規】**

【表●：第7期計画のサービス見込量 医療的ケア児等コーディネーター】

サービス名		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
医療的ケア児等 コーディネーター配 置人数	福祉関係	1人	1人	1人
	医療関係	4人	4人	4人

#### ⑤子ども・子育て支援事業計画(第四次・第五次箕面市子どもプラン)との連携

国の基本指針では、障害児支援について、子ども・子育て支援法において「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていること、また、同法に基づく教育・保育等の利用状況をふまえ障害児通所支援等の専門的支援の確保や共生社会の形成促進の観点から、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要とされています。

##### ●子ども・子育て支援事業の必要見込量と提供体制

本市の子ども・子育て支援事業計画(第四次箕面市子どもプラン)(以下、「子



どもプラン」という。)では、障害児を含むすべての子どもを対象として、保育所や幼稚園などの就学前保育・教育サービス及び学童保育や子育て支援センターなどの地域子ども・子育て支援事業の必要量の見込みと、施設整備等による提供体制の確保について記載しています。令和7年4月には、第四次箕面市子どもプランの考え方を引き継いだ第五次子どもプラン(計画期間 令和7年4月～令和11年3月)を策定予定です。

【表●:子ども・子育て支援事業の年あたり必要見込量】

サービス名	令和6年度 (2024年度)
保育所、認定こども園	4,102人
幼稚園	1,485人
時間外保育事業(保育所等の延長保育)	1,188人
放課後児童健全育成事業(学童保育)	2,278人
子育て短期支援事業(ショートステイ)	20人日
地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)	11,330人日
一時預かり事業(幼稚園在園児)	91,313人日
一時預かり事業(在宅)	9,425人日
病児保育事業(病児保育)	1,400人日
病児保育事業(病後児保育)	850人日
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	474人日
乳児家庭全戸訪問事業	1,097人
養育支援訪問事業	40人
妊婦健康診査	実数 958人 (延べ回数 11,663回)
利用者支援事業	2か所

(参考)子ども・子育て支援事業の実施状況

サービス名	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
保育所、認定こども園	3,004人	3,158人
幼稚園	2,188人	2,033人

時間外保育事業 (保育所等の延長保育)	1,237 人	1,092 人
放課後児童健全育成事業 (学童保育)	1,701 人	1,785 人
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	6 人日	14 人日
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	8,255 人日	9,514 人日
一時預かり事業 (幼稚園在園児)	73,594 人日	85,188 人日
一時預かり事業 (在宅)	10,179 人日	9,461 人日
病児保育事業 (病児保育)	11 人日	373 人日
病児保育事業 (病後児保育)	96 人日	94 人日
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	521 人日	350 人日
乳児家庭全戸訪問事業	435 人	391 人
養育支援訪問事業	25 人	23 人
妊婦健康診査	実人数 911 人 (延べ回数 9,766 回)	実人数 853 人 (延べ回数 9,241 回)
利用者支援事業	2 か所	2 か所

### ●障害児支援施策と子ども・子育て支援施策との連携

本市では、障害児支援の内容を含む「箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)」や「箕面市障害福祉計画」に基づき、障害の有無にかかわらず児童が地域で共に成長できるよう、社会参加やインクルージョンの推進に努めてきました。また、子どもプランでは、子どもが、障害の有無などによって差別されることなく、一人ひとりの人権が尊重され、子どもの幸福を追求する権利が保障されるまちづくりをめざしており、相互に関連のある計画として整合性を保ちつつ策定し、身近な地域で一貫した支援を受けられるよう施策を推進してきました。

障害児支援のさらなる体制整備のため、第3期箕面市障害児福祉計画においても、子どもプランとの整合性を保ちつつ、計画に定めた障害児支援施策が子どもプランに定めた子ども・子育て支援施策と緊密に連携し、融和した支援が提供できるよう取組を進めます。

### (3) その他の活動指標にかかる実績と見込量

#### ① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

##### ●保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標

本市では、「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場」(自立支援協議会地域移行・定着支援部会に設置)において、府池田保健所、市内医療機関、市内計画相談支援事業所等と連携しながら包括的かつ継続的な支援体制の確保に努めます。また、「圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場」を通じて、圏域内の医療機関、地域移行支援・地域定着支援を行う一般相談支援事業所、他自治体担当部局等の関係者間と顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進していきます。

##### ●保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、関係者の参加者数及び評価の実施回数

【表●:第6期の計画と実績値 協議の場の開催回数、関係者の参加者数及び評価の実施回数】

内容		令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	計画値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		-	-	-	3回	1回	33%	3回	3回	100%
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数		-	-	-	12人	11人	92%	12人	14人	117%
関係者の参加者数内訳	保健	-	-	-	1人	1人	100%	1人	1人	100%
	医療	-	-	-	4人	3人	75%	4人	3人	75%
	福祉	-	-	-	4人	2人	50%	4人	3人	75%
	その他	-	-	-	3人	5人	167%	3人	7人	233%
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における評価の実施回数		-	-	-	1回	1回	100%	1回	1回	100%

【表●: 第7期計画の見込量 協議の場の開催回数、関係者の参加者数及び評価の実施回数】

内容		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		3回	3回	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数		15人	15人	15人
関係者の参加者数内訳	保健	1人	1人	1人
	医療	4人	4人	4人
	福祉	3人	3人	3人
	介護	0人	0人	0人
	当事者	0人	0人	0人
	家族	0人	0人	0人
	その他	7人	7人	7人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における評価の実施回数		1回	1回	1回

## ② 地域生活支援の充実のための取組

重点(1)

## ●地域生活支援の充実のための取組【新規】

本市では、既存の社会資源を活用し、「面的な整備」として地域生活支援拠点等の機能のうち、一部を位置づけています。ただし、障害者やその家族等の生活を地域全体で支える中核としての役割を担う体制としては不十分であるため、本計画中に実施する市立あかつき園の再整備等に併せて、地域生活支援拠点等を担う障害福祉サービス事業所やコーディネーターの配置等のあり方について検討を進めます。

これら機能の充実に向けた検証及び検討の場は、箕面市自立支援協議会相談支援部会及び箕面市障害者市民施策推進協議会とし、年2回実施します。

【表●: 第7期計画の見込量 地域生活支援拠点等の設置数、コーディネーターの配置人数、検証及び検討の実施回数】

内容	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
地域生活支援拠点等の設置数	1 か所	1 か所	1 か所
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数	0 人	0 人	1 人
地域生活支援拠点機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	2 回	2 回	2 回
内容	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
コーディネーターの配置人数	2 回	2 回	2 回
内容	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
検証及び検討の実施回数	2 回	2 回	2 回

### ③ 相談支援体制の充実・強化のための取組 重点(1)

#### ●総合的・専門的な相談支援

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターを設置し、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門職による、個別の相談業務や困難事例への対応に加え、相談支援事業所等の連携強化や後方支援など、地域全体の相談支援をまとめています

加えて、委託相談支援については、障害種別ごとの相談対応の実施やエリア担当制の導入など他市の相談支援体制事例等について研究を行い、本市の実情に応じた相談支援体制の構築に向けた検討を行います。

【表●：第6期の計画と実績値 基幹相談支援センターの設置】

内容	令和 2 年度 (2020 年度)			令和 3 年度 (2021 年度)			令和 4 年度 (2022 年度)		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	計画値
基幹相談支援センターの設置	有	有	—	有	有	—	有	有	—

## &lt;第7期計画の見込量&gt;

【表●:第7期計画の見込み 基幹相談支援センターの設置】

内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
基幹相談支援センターの 設置	有	有	有

## ●地域の相談支援体制の強化

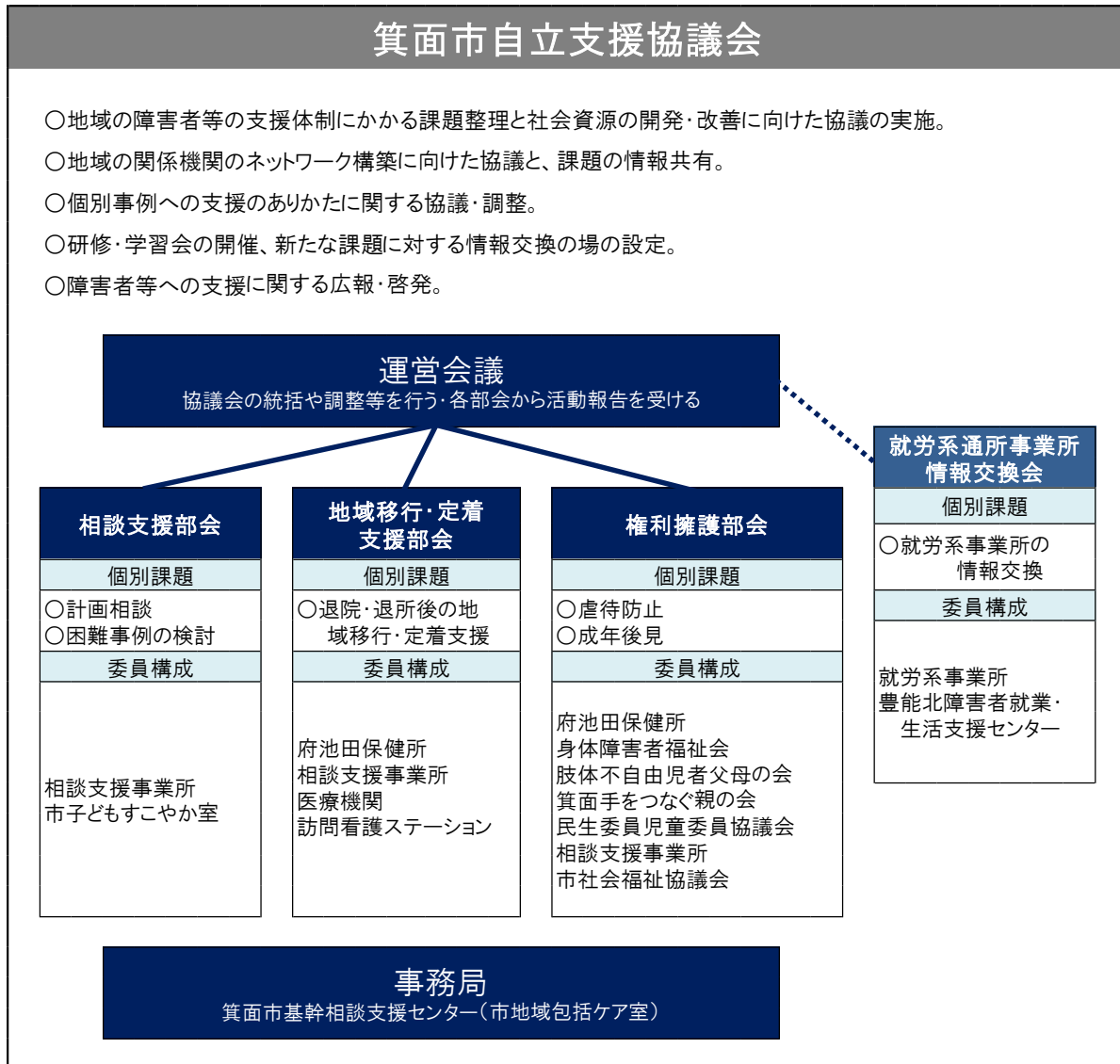
複合化・複雑化した課題を抱える事例が増えていることから、基幹相談支援センターにおいて、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門職による指導・助言のもと支援ニーズに対応します。また、自立支援協議会において人材育成のための研修を行い、相談支援部会において計画相談支援事業所間の連携強化や事例検討を通じた支援内容の検証等などに取り組むことで、相談支援体制の更なる強化・充実をめざします。総合的・専門的な相談支援の実施のため、基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の確保に努めます。

また、箕面市では、障害者等の地域生活支援体制を整備するため、障害者総合支援法第89条の3に基づき「箕面市自立支援協議会」を設置しています。

この協議会は、関係機関・関係団体、障害者等とその家族及び福祉・医療・保健・就労関係者で構成されています。

障害者等への支援体制に関する地域課題について情報を共有し、関係機関等の連携の密接化を図るとともに、地域の実情に応じた障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保について協議を行います。

【図●：箕面市自立支援協議会組織図】



【表●：第6期の計画と実績値 地域の相談支援体制の強化】

内容	令和 2 年度 (2020 年度)			令和 3 年度 (2021 年度)			令和 4 年度 (2022 年度)		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	計画値
専門職による指導・助言	—	—	—	12 件	0 件	0%	16 件	18 件	113%
人材育成の支援件数	—	—	—	2 件	1 件	50%	2 件	1 件	50%
連携強化の取組の実施回数	—	—	—	4 回	6 回	150%	4 回	3 回	75%

【表●: 第7期計画の見込量 地域の相談支援体制の強化】

内容		令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な助言・指導件数		12 件	12 件	12 件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数		2 件	2 件	2 件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数		10 回	10 回	10 回
個別事例の支援内容の検証回数		12 回	12 回	12 回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置人数		0 人	0 人	1 人
自立支援協議会における 相談支援事業所の参画に よる事例検討	年間実施回数	1 回	1 回	1 回
	年間実施参加事業者・機 関数	12 社	12 社	12 社
協議会の専門部会の設置	設置数	3 部会	3 部会	3 部会
	実施回数 (年間回数)	10 回	10 回	10 回

## ④ 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

## ●障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

障害者総合支援法の具体的内容の理解を促進する観点から、都道府県等が実施する初任者向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修等に積極的に参加し、市職員の知識の向上に努めます。

【表●: 第6期の計画と実績値 都道府県等が実施する研修の参加人数】

事業名	令和 2 年度 (2020 年度)			令和 3 年度 (2021 年度)			令和 4 年度 (2022 年度)		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	計画値
都道府県等が実施する研修の 参加人数	—	—	—	3 人	10 人	333%	3 人	20 人	667%



【表●:第7期計画の見込量 都道府県等が実施する研修の参加人数】

内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
都道府県等が実施する研修の年間参加人数	7人	7人	7人

## ●障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

報酬請求にかかるエラー修正等の事務負担を軽減することで、利用者への直接支援に一層注力できるようにすることを目的とし、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を市内障害福祉サービス事業所等と共有する体制を構築します。

【表●:第6期の計画と実績 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有】

内容	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	計画値
審査結果の共有の実施体制	-	-	-	有	有	-	有	有	-
審査結果の共有の実施回数	-	-	-	1回	1回	100%	1回	1回	100%

【表●:第7期計画の見込量 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有】

内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
審査結果の共有の実施体制	有	有	有
審査結果の共有の実施回数	1回	1回	1回

## ●指導監査結果の関係市町村との共有

広域福祉課が実施する指定障害福祉サービス事業者に対する指導監査の結

果について、障害福祉室及び地域包括ケア室と共有できる体制を構築します。

【表●：第6期の計画と実績 指導監査結果の関係市町村との共有】

内容	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	計画値
指導監査結果の共有の実施体制	—	—	—	有	有	—	有	有	—
指導監査結果の共有の実施回数	—	—	—	1回	1回	100%	1回	1回	100%

【表●：第7期計画の見込量 指導監査結果の関係市町村との共有】

内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
指導監査結果の共有の実施体制	有	有	有
指導監査結果の共有の実施回数	1回	1回	1回

## ⑤ 発達障害者等に対する支援

ペアレントトレーニングについては、市の早期療育事業、発達相談「ゆう」において、年1回発達フォロー児の保護者5人を対象に実施しています。また、ペアレントプログラム等の保護者支援については、市が運営する児童発達支援事業所あいあい園において、保護者学習会を実施しています。令和5年度参加予定人数を令和6年度以降の見込量として算出しています。

ペアレントメンターについては、令和5年度より、大阪府のペアレントメンター事業を活用し、職員や保護者を対象とした研修会の実施を予定しています。大阪府のペアレントメンター養成研修受講者の把握は難しいことから、大阪府のペアレントメンター事業を計画的に活用し、発達障害者等の保護者や支援者に対する支援の充実に努めます。

ピアサポート活動事業については、地域活動支援センターでのセルフヘルプ・グループの参加人数を見込量としていましたが、発達障害者等を対象とした事業ではないことから、令和6年度以降、ピアサポート活動事業のあり方について検討します。

【表●:第6期の計画と実績 発達障害者等に対する支援(年あたり)】

内容	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	計画値
ペアレントトレーニング やペアレントプログラム 等の支援プログラム等の 受講者数	-	-	-	55人	43人	78%	55人	45人	82%
ペアレントメンターの人 数	-	-	-	1人	0人	0%	1人	0人	0%
ピアサポートの活動への 参加人数	-	-	-	4人	0人	0%	4人	0人	0%

【表●:第7期計画と見込量 発達障害者等に対する支援(年あたり)】

内容		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ペアレントトレーニング やペアレントプログラム 等の支援プログラム等	受講者数	55人	55人	55人
	実施者数	5人	5人	5人

## (4) 地域生活支援事業の実績と見込量

### 【地域生活支援事業の内容】

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて、市町村及び都道府県が行う事業です。

地域生活支援事業は、必須事業と任意事業に分かれており、箕面市においては、本市の地域特性や障害者の多様なニーズに対応するため、下記の事業を実施または実施に向けた検討するとともに、社会福祉法人やNPO法人等、民間事業者への委託や補助により、多様なサービス基盤の確保に努めます。

### 【地域生活支援事業の内容】

必須事業		任意事業	
①	理解促進研修・啓発事業	⑨	入浴サービス
	自発的活動支援事業		日中一時支援
②	相談支援事業	⑩	その他
③	成年後見制度利用支援事業		
	成年後見制度法人後見支援事業		
④	意思疎通支援事業		
⑤	日常生活用具給付等事業		
⑥	手話奉仕員養成研修事業		
⑦	移動支援事業		
⑧	地域活動支援センター		
	機能強化事業		

## 【事業ごとの見込量及び考え方】

## ① 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

障害者の自立と社会参加を推進し、障害及び障害者に対する理解を促進するため、理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業を実施し、あらゆる機会を活用して、様々な啓発等の取組を進めます。

【表●：第6期の計画と実績値 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業】

事業名	令和2年度 (2020年度) 実績	令和3年度 (2021年度) 実績	令和4年度 (2022年度) 実績
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	実施	実施

【表●：第7期計画のサービス見込量 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業】

事業名	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	実施	実施

## ② 相談支援事業

重点(1)

障害者の福祉や地域生活に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援や関係機関との連絡調整を行います。

障害者相談支援事業及び基幹相談支援センター等機能強化事業等を実施するとともに、箕面市自立支援協議会を中心として、関係機関の連携を強化し、重層的な支援体制の整備に努めます。

⇒関連：(3)③相談支援体制の充実・強化のための取組)

【表●:第6期の計画と実績値 相談支援事業】

事業名	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	計画値
障害者相談支援事業	4か所	4か所	100%	4か所	4か所	100%	4か所	4か所	100%
基幹相談支援センター	1か所	1か所	100%	1か所	1か所	100%	1か所	1か所	100%
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施	実施	—	実施	実施	—	実施	実施	—
住宅入居等支援事業(居宅 サポート事業)	2か所	2か所	100%	2か所	2か所	100%	2か所	2か所	100%

【表●:第7期計画のサービス見込量 相談支援事業】

事業名	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害者相談支援事業	4か所	4か所	4か所
基幹相談支援センター	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業(居宅 サポート事業)	2か所	2か所	2か所

### ③ 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

当事者の権利擁護の観点から、成年後見制度を利用することが望ましい知的障害者または精神障害者に対し、市長申立てや費用負担施策による支援を行います。また、これらの支援策について、利用促進のための周知を進めます。

【表●:第6期の計画と実績値 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業】

事業名	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	計画値	
成年後見制度 利用支援事業	市長申立費用助成 その他申立費用助成 成年後見人報酬費用 助成	6人	8人	133%	10人	12人	120%	12人	14人	117%
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	—	実施	実施	—	実施	実施	—	

【表●：第7期計画のサービス見込量 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業】

事業名	項目	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
成年後見制度 利用支援事業	市長申立費用助成	18 人	20 人	22 人
	その他申立費用助成 成年後見人報酬費用助成			
成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	実施

成年後見制度利用支援事業については、成年後見制度市長申立て及び費用負担軽減施策の利用促進のため、市ホームページや市広報紙等を通じて周知を行うとともに、箕面市自立支援協議会権利擁護部会の活用や、地域住民・支援関係者向けへの研修会を行い周知を進めます。

成年後見制度法人後見支援事業については、日常生活自立支援事業を行う箕面市社会福祉協議会との連携を図りながら、専門的な相談が受けられる体制整備に努めます。

#### ④ 意思疎通支援事業 重点(2)

聴覚、言語機能または音声機能の障害のため、意思疎通に支障がある障害者に対し、意思疎通支援を行う手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

入院時コミュニケーション支援事業では、重度訪問介護による支援が受けられない重度障害者が入院時に医療従事者との意思疎通を支援するために、支援員を入院先に派遣します。

引き続き、制度利用に向けた周知を進めるとともに、意思疎通支援に関する理解を促進するための啓発等を行います。

【表●：第6期の計画と実績値 意思疎通支援事業】

事業名		令和 2 年度 (2020 年度)			令和 3 年度 (2021 年度)			令和 4 年度 (2022 年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	計画値
手話通訳者派遣 事業	件/年	76	94	124%	93	202	217%	93	215	231%
	時間/年	152	138	91%	152	302	199%	152	326	214%
要約筆記者派遣 事業	件/年	42	25	60%	35	38	109%	35	31	89%
	時間/年	84	61	73%	78	66	85%	78	83	106%

手話通訳者設置事業	設置者数/年	2	2	100%	2	1	50%	2	2	100%
入院時コミュニケーション支援事業	人/年	3	0	0%	1	0	0%	2	0	0%

【表●:第7期計画のサービス見込量 意思疎通支援事業】

事業名		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
手話通訳者派遣事業	件/年	202	202	202
	時間/年	290	290	290
要約筆記者派遣事業	件/年	19	19	19
	時間/年	36	36	36
手話通訳者設置事業	設置者数/年	2	2	2
入院時コミュニケーション支援事業	人/年	1	1	1

<見込量の算出方法 意思疎通支援事業>

- 手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業の見込量は、近年の実績から算出しています。入院時コミュニケーション支援事業の見込量は、重度訪問介護サービス利用者数の増加を見込んで算出しています。

⑤ 日常生活用具給付等事業

重度障害者等の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。

日常生活用具に対するニーズの変化等をふまえ、必要に応じて給付品目等の見直しを行います。



【表●：日常生活用具の主な内容と品目】

種目	内容	品目
介護・訓練支援用具	介護ベッドや褥瘡（床ずれ）予防マットなど、障害のある人の身体介護を支援する用具を給付します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護ベッド</li> <li>・自動吸尿器</li> <li>・褥瘡（床ずれ）予防マット</li> <li>・入浴介護用具</li> <li>・体位変換・保持マット</li> <li>・移動用リフト</li> </ul>
自立生活支援用具	入浴動作補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具を給付します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴動作補助用具</li> <li>・補高便座・ポータブルトイレ等</li> <li>・手すり、スロープ等</li> <li>・洗浄機能付便器</li> <li>・火災警報器</li> <li>・自動消火器</li> <li>・IH調理器</li> <li>・歩行時間延長信号機用小型送信機</li> <li>・聴覚障害者用屋内信号装置</li> <li>・頭部保護帽</li> </ul>
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計など、障害のある人の在宅療養等を支援する用具を給付します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・透析液加温器</li> <li>・ネブライザー（吸入器）</li> <li>・電気式たん吸引器</li> <li>・人工呼吸器外部バッテリー</li> <li>・酸素ボンベ運搬車</li> <li>・視覚障害者用体温計（音声式）</li> <li>・視覚障害者用体重計（音声式）</li> <li>・視覚障害者用血圧計（音声式）</li> <li>・動脈血中酸素飽和度測定機器</li> </ul>
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭など、障害のある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具を給付します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯会話用補助装置</li> <li>・情報・通信支援用具</li> <li>・点字ディスプレイ</li> <li>・点字器</li> <li>・点字タイプライター</li> <li>・視覚障害者用ポータブルレコーダー</li> <li>・視覚障害者用活字文書読上げ装置</li> <li>・視覚障害者用拡大・音声読書器</li> <li>・視覚障害者用時計</li> <li>・視覚障害者用物品識別装置</li> <li>・聴覚障害者用通信装置</li> <li>・聴覚障害者用情報受信装置</li> <li>・人工喉頭</li> <li>・地デジ対応ラジオ</li> </ul>
排泄管理支援用具	ストーマ装具など、障害のある人の排泄管理を支援する用具及び衛生用品を給付します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストーマ装具</li> <li>・紙おむつ等</li> <li>・収尿器</li> </ul>
住宅改修費	障害のある人の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うものを給付します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅生活動作補助用具</li> </ul>

【表●：第6期の計画と実績値 日常生活用具給付等事業】

事業名		令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	計画値
介護・訓練支援用具	件/年	22	20	91%	19	19	100%	19	6	32%
自立生活支援用具	件/年	11	16	145%	17	18	106%	22	13	59%
在宅療養等支援用具	件/年	25	34	136%	34	37	109%	35	32	91%
情報・意思疎通支援用具	件/年	18	68	378%	22	66	300%	26	69	265%
排泄管理支援用具	件/年	3,260	3,089	95%	3,071	2,967	97%	3,071	3,291	107%

住宅改修費（居宅生活動作補助用具）	件/年	5	2	40%	4	3	75%	4	1	25%
-------------------	-----	---	---	-----	---	---	-----	---	---	-----

【表●：第7期計画のサービス見込量 日常生活用具給付等事業】

事業名		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護・訓練支援用具	件/年	18	18	18
自立生活支援用具	件/年	16	16	16
在宅療養等支援用具	件/年	34	34	34
情報・意思疎通支援用具	件/年	68	68	68
排泄管理支援用具	件/年	3,389	3,486	3,583
住宅改修費（居宅生活動作補助用具）	件/年	4件	4	4

<見込量の算出方法 日常生活用具給付等事業>

○見込量は、近年の実績から算出しています。

## ⑥ 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通支援の担い手として、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

引き続き、手話奉仕員養成講座を開催するとともに、周知を進め、手話奉仕員の確保を図ります。

【表●：第6期の計画と実績値 手話奉仕員養成研修事業】

事業名		令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	計画値
手話奉仕員養成研修事業（研修修了者数）	人/年	15	11	73%	15	15	100%	15	15	100%

【表●：第7期計画のサービス見込量 手話奉仕員養成研修事業】

事業名		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
手話奉仕員養成研修事業（研修修了者数）	人/年	15	15	15

<見込量の算出方法 手話奉仕員養成研修事業>

○修了者数見込数は、近年の手話奉仕員養成講座（入門・基礎課程）の実施状況をもとに算出しています。

⑦ 移動支援事業

単独での移動が困難なかたについて、外出支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。また、施設入所者の帰省等への支援や、障害児の学校・学童保育への送迎を行います。

【表●：第6期の計画と実績値 移動支援事業】

対象者			令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	計画値
実利用者数	身体障害者	人/年	47	102	217%	120	103	86%	127	107	84%
	知的障害者	人/年	262	160	61%	197	158	80%	209	174	83%
	精神障害者	人/年	20	30	150%	27	30	111%	28	28	100%
	障害児	人/年	56	29	52%	41	32	78%	41	34	83%
	合計	人/年	385	321	83%	385	323	84%	405	343	85%
延べ利用時間数	身体障害者	時間/年	5,714	16,305	285%	21,022	16,761	80%	22,248	19,487	88%
	知的障害者	時間/年	47,242	20,506	43%	31,286	20,602	66%	33,191	24,519	74%
	精神障害者	時間/年	1,119	1,661	148%	1,610	1,534	95%	1,670	1,478	89%
	障害児	時間/年	7,225	3,864	53%	4,293	3,976	93%	4,293	4,134	96%
	合計	時間/年	61,300	42,336	69%	58,211	42,873	74%	61,402	49,618	81%

【表●:第7期計画のサービス見込量 移動支援事業】

対象者		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
実利用者数	身体障害者	人/年	110	113	115
	知的障害者	人/年	182	190	199
	精神障害者	人/年	30	31	32
	障害児	人/年	37	40	43
	合計	人/年	359	374	389
延べ利用時間数	身体障害者	時間/年	20,757	21,261	21,778
	知的障害者	時間/年	27,253	28,463	29,726
	精神障害者	時間/年	1,713	1,770	1,827
	障害児	時間/年	3,860	4,180	4,527
	合計	時間/年	53,585	55,674	57,858

<見込量の算出方法 移動支援事業>

○見込量は、近年の実績から算出しています。

【サービス見込量確保のための方策】

- ・ 相談支援事業者やサービス提供事業者との情報交換を進め、利用ニーズの把握と、サービス提供基盤の充実に努めます。

⑧ 地域活動支援センター機能強化事業

障害者が気軽に立ち寄り、創作活動などを行うことができる、地域活動支援センターの運営により、日中活動や社会参加を支援します。

引き続き、地域活動支援センター2か所の運営を見込んでいます。

【表●:第6期の計画と実績値 地域活動支援センター機能強化事業】

対象者			令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	計画値
基礎的事業	実施箇所数	箇所	2	2	100%	2	2	100%	2	2	100%
	実利用者数	人/年	30	19	63%	30	21	70%	30	20	67%
機能強化事業	うち地域活動支援センターⅠ型	箇所	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%
	うち地域活動支援センターⅢ型	箇所	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%

【表●:第7期計画のサービス見込量 地域活動支援センター機能強化事業】

事業名			令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
基礎的事業	実施箇所数	箇所	2	2	2
	実利用者数	人/年	30	30	30
機能強化事業	うち地域活動支援センターⅠ型	箇所	1	1	1
	うち地域活動支援センターⅢ型	箇所	1	1	1

## 【サービス見込量確保のための方策】

- ・ 地域活動支援センターは、障害者が気軽に利用できる日中活動資源です。現在の施設機能と利用者ニーズを勘案し、サービス必要量の確保に努めます。

### ⑨ 入浴サービス事業、日中一時支援事業

施設での入浴サービス、自宅での訪問入浴サービスを提供し、身体障害者の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

日中一時支援の実施により、障害者等の家族の就労支援及び一時的な休息の機会を確保します。

【表●：第6期の計画と実績値 入浴サービス事業、日中一時支援事業】

対象者			令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	計画値
入浴サービス事業	実利用者数	人/年	30	27	90%	29	24	83%	30	22	73%
	延べ利用回数	回/年	2,593	2,298	89%	2,394	2,091	87%	2,477	1,977	80%
日中一時支援事業	実利用者数	人/年	54	7	13%	46	10	22%	51	8	16%
	延べ利用日数	日/年	486	93	19%	206	112	54%	228	105	46%

【表●：第7期計画のサービス見込量 入浴サービス事業、日中一時支援事業】

事業名			令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
入浴サービス事業	実利用者数	人/年	22	23	24
	延べ利用回数	回/年	1,947	1,976	2,062
日中一時支援事業	実利用者数	人/年	8	88	8
	延べ利用日数	回/年	109	109	109

#### <見込量の算出方法 入浴サービス事業、日中一時支援事業>

- 入浴サービスの見込量は、近年の実績から算出しています。
- 日中一時支援事業は、障害児通所支援の充実及び市内事業所の事業廃止等により近年の実績は減少傾向ですが、近年の実績に障害者の日中活動終了後の時間帯のニーズを加味しています。

#### 【サービス見込量確保のための方策 入浴サービス事業、日中一時支援事業】

- ・日中一時支援事業については、今後増加すると見込まれる障害者の日中活

動終了後の時間帯のニーズをふまえたサービス提供基盤のあり方について検討を進め、サービス提供事業所の充実に努めます。

#### ⑩ その他の事業

障害者の社会参加を促進することを目的として、本市の特性や障害者のニーズをふまえ、これまで実施してきた下記の事業を継続して実施するとともに、より必要性の高い事業を優先的に実施します。

- レクリエーション教室開催等
- 芸術文化活動振興
- 点字・声の広報等発行
- 奉仕員養成研修
- 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業
- 重度訪問介護利用者等大学等修学支援

## 5 障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するために必要な事項

自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施に向け、国の基本指針や大阪府の基本的考え方で示された基本的理念及び障害福祉サービス・障害児支援・相談支援の提供体制の確保に必要な以下の事項について取り組みます。

### 1 障害福祉人材の確保、定着及び養成 重点(1)

- 国の基本指針の基本的理念にも示されているとおり、障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に福祉サービスを提供するためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保が必要です。
- 市内障害福祉サービス事業所へのアンケート(令和5年(2023年)10月実施)の結果からは、職員不足を理由にサービス利用を断ったことのある事業所は2割程度あり、介護・福祉人材不足が大きな課題となっています。また、職員の平均年齢は約7割が50代以上を占める一方で、勤続年数は10年未満が8割程度であり、職員の高齢化や定着も課題となっています。主な離職理由としては「職種内容(仕事内容)」が最も多く、職場定着のための障害理解や支援スキルにかかる研修機会の周知等も含めた介護・福祉人材確保の取組を進める必要があります。
- 具体的には、障害福祉の現場の働きがいや魅力について、市広報紙等を活用した仕事内容の積極的な周知・広報等を行います。また、障害の重度化・高齢化にも対応し、将来にわたって安定的にサービスが提供されるよう、障害特性に応じた専門知識・支援技術を持つ従事者の養成や確保を行うため、引き続き重度訪問介護従業者養成研修、同行援護従業者養成研修、ガイドヘルパー養成研修などの受講支援に取り組むほか、医療的ケアに対応できる従事者など、訪問系サービスや通所系サービスを問わず、多様な介護人材の確保策について検討します。
- また、確保した介護人材が障害福祉の職場に定着するよう、介護職員の処遇改善など職場環境の整備やICTなどの導入による事務負担の軽減、業務の効率化などの取組について、各サービス事業者への働きかけを行います。



## 2 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

- 障害福祉サービス事業所等において、災害時等を見据えて平常時から地域住民や関係機関との関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることを促進します。

⇒関連:第3章分野別施策の行動目標 ●

- 障害福祉サービス事業所において、障害者等が安心して生活できるよう、権利擁護の視点に基づく職員への研修や、本人の意思や人格を尊重したサービス提供のありかたの整備、職場環境の改善等を促進します。

## 3 意思決定支援の促進

- 障害福祉サービス等の提供に係る「意思決定支援ガイドライン」等を踏まえ、事業所がサービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際、可能な限り障害者本人が自ら意思決定できるよう支援するなど、障害者の自己決定の尊重に基づいた支援に努めます。

⇒関連:第2部 第4次箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)

## 4 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

⇒関連:第3章分野別施策の行動目標 ●

## 5 ユニバーサルデザインの推進

⇒関連:第3章分野別施策の行動目標 ●

## 6 障害者等に対する虐待の防止 重点(3)

⇒関連:第2部 第4次箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)

⇒関連:第3章分野別施策の行動目標 ●

## 7 障害を理由とする差別の解消の推進 重点(3)

⇒関連:第3章分野別施策の行動目標 ●

## 8 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

⇒関連:第3章分野別施策の行動目標 ●